



第1章 福岡市水産業総合計画の策定について

第1節 計画策定の目的

福岡市では、昭和46年度から、水産業振興にかかる基本計画である「福岡市水産業総合計画」を策定し、5年毎に改訂を重ねながら同計画に基づいた総合的な水産振興施策を積極的に展開し、水産業界全体の発展に努めてきました。

しかしながら、我が国の水産業を取り巻く環境は、水産資源の減少や漁業就業者の減少・高齢化、消費者の魚離れなど、依然として厳しい状況が続いています。

福岡市においても、漁獲量の減少や魚価の低迷など漁業経営は厳しく、漁業就業者の減少や高齢化が進み、漁業集落の活気が失われつつあります。

さらに、鮮魚市場の取扱量・取扱高は減少傾向にあり、福岡市の1人あたりの魚介類支出額は横ばいで推移しているものの、若年層の魚離れは進んでいます。

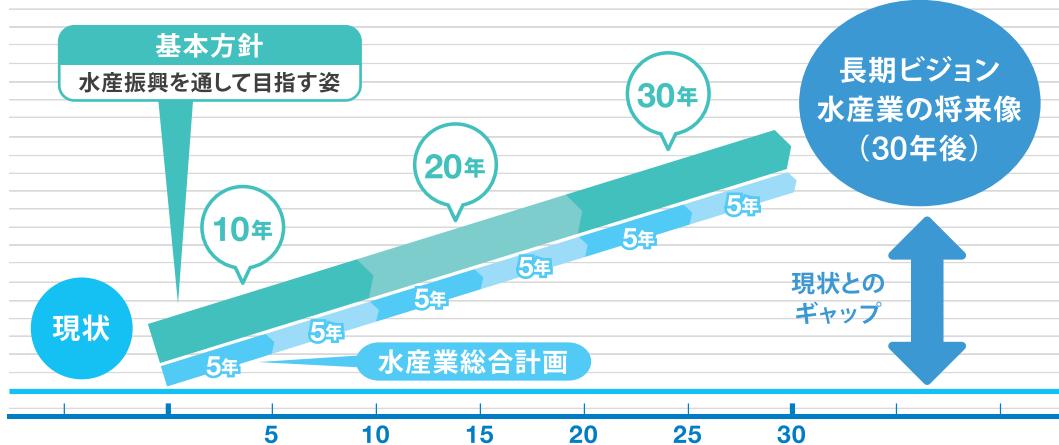
一方、海外の旺盛な水産物需要により博多港・福岡空港における水産物の輸出は増加傾向にあります。

このような情勢に的確に対応するため、漁業者や水産関係者、行政機関等が一体となって、水産資源の管理と漁場環境の改善、水産物の物流の一層の高度化やブランド化、魚食普及など、水産業の各段階での積極的な取組みが求められています。

また、平成30年12月に漁業法をはじめ多くの漁業関係法令の改正による「水産政策の改革」が行われ、水産業は大きな転換期を迎えています。

今後も福岡市の水産業が持続的に発展していくためには、これらの水産業を取り巻く厳しい現状を踏まえ、漁業者や水産関係者、行政機関等が一体となって、川上から川下まで総合的に取組む必要があります。

「第11次福岡市水産業総合計画」の策定にあたっては、今回、新たに福岡市の水産業が目指す30年後の「長期ビジョン：福岡市の水産業の将来像」及び10年後の「基本方針：水産振興を通して目指す姿」を設定し、長期ビジョンと現状とのギャップを埋めるために必要な5年間の施策を推進するための計画を策定することとしました。



第2節 計画の位置づけ

1 福岡市の水産業振興の総合的な指針とします。

今後の水産業振興施策を計画的、総合的に実施していくための指針とし、この計画を基本として、効率的な事業の推進を図るものとします。

また、水産関係団体における自主的な活動の指針となるものです。

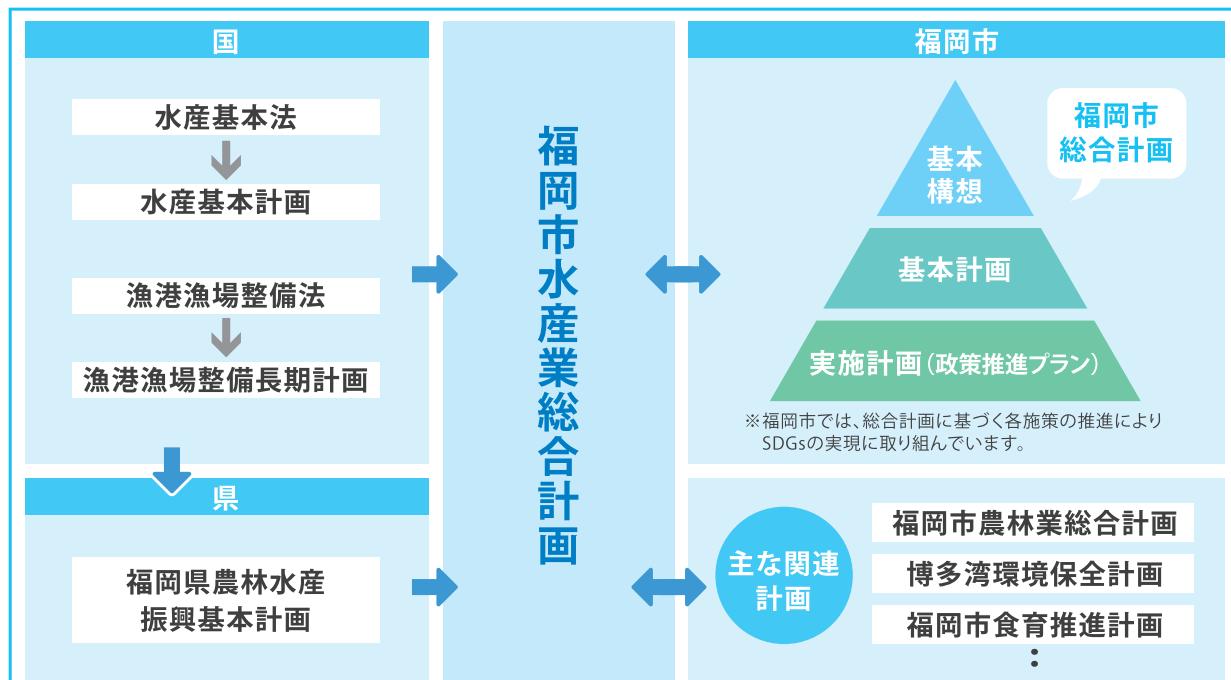
2 国及び福岡県などの水産業振興に関する計画と整合性のあるものとします。

国及び福岡県の水産業振興に関する基本計画や国の「漁港漁場整備長期計画」などをはじめ、水産関係団体の水産業振興に係る諸計画と整合性を図りながら推進します。

3 福岡市基本計画の水産業振興における部門別計画とします。

4 「博多湾環境保全計画」や「福岡市食育推進計画」など、福岡市の他の部門別計画と連携した計画とします。

5 「ふくおかさん家のうまかもん条例」^ちに関する施策の推進を図るものとします。



第3節 計画期間（目標年次）

計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5か年とします。